

未病体質研究会 会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は、未病体質研究会（Society of Mibyou Constitution）と称する。
なお、英文略称はSMCとする。

第2章 目的および事業

第2条 目的

本会は、「未病体質」および「治未病」を研究し、適切な科学情報を提供できる研究者を養成することにより、国民の健康寿命延伸に貢献する事を目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行うことができる。

- 1) 未病に関する学術情報の収集
- 2) ウェブサイト「体質スタジオ」の運営および管理
- 3) 研修会等の開催
- 4) 関連団体・関連企業との交流および提携
- 5) 啓蒙的講演会の開催
- 6) 資格講座（体質コンシェルジュ、体質管理士）の運営および管理
- 7) その他目的を達成するために必要な事業

第4条 運営、連絡事務所

本会の運営・管理は、（株）LSTT（大学発ベンチャー）が行い、連絡事務所は石川県金沢市石引1丁目5番28号に置く。なお、理事会の議決を経て、連絡事務所の変更もしくは連絡支部を置くことができる。

第3章 会員

第5条 会員の種別ならびに会費

本会は、(1) 会員、(2) 特別会員、(3) 賛助会員によって構成する。構成員は、本会の趣旨に賛同した個人、法人または団体であって、本会事業の円滑な推進および発展に協力することができるものでなければならない。

- 1) 会員は、原則として未病体質研究会認定資格（体質コンシェルジュ、体質管理士）を有し、未病体質研究会の年会費を納めた者とする。
- 2) 特別会員は、理事会が本会の発展に必要と認めた者とする。
- 3) 賛助会員は、本会の発展のために賛助する者とする。

- 4) 会員の会費については細則に定める。

第6条 退会及び除名

会員は次の場合にその資格を失う。

- 1) 退会の希望を連絡事務所に届け出たときは退会とする。
- 2) 3年以上連絡不能になったときは退会とする。
- 3) 会費を1年以上滞納した場合は退会とする。
- 4) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったと理事会が判断したときは除名とする。
- 5) 死亡したときは退会とする。
- 6) その他、理事会が除名相当であると認定したときは除名とすることができる。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	2名
理事	若干名
監事	2名
顧問	若干名
事務局運営委員	10名程度

第8条 役員を選出

- 1) 理事長は理事の互選により選出する。
- 2) 副理事長は理事長が指名する。
- 3) 理事および監事は、理事会の推薦により選出する。
- 4) 理事会は、理事長の招集により、原則として毎年1回開催する。
- 5) 顧問は、理事の推薦により選出する。

第9条 役員の実務

- 1) 理事長は、会務を統括し本会を代表する。
- 2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故の際はこれを代行する。
- 3) 理事は、理事長、副理事長とともに理事会を組織し、重要事項を審議決定する。
- 4) 理事会は、理事の半数以上の出席もしくは委任状がなければ、議決する事は出来ない。

第10条 役員の実任

役員の実任は5年とし、再任を妨げない。

第11条 役員の退任

役員は次の場合にその役職を失う。

- 1) 退会の希望を連絡事務所に届け出たとき。
- 2) 1年以上連絡不能になったとき。
- 3) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったと理事会が判断したとき。
- 4) 死亡したとき。

第5章 委員会

第12条 委員会

理事会は必要に応じて各種委員会を設けることができる。

第6章 研修会

第13条 研修会は会員の要請に基づき、これを実施することができる。

第7章 付則

第14条 会計年度期間

本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第15条 会則の改正

本会則の改正には、理事の過半数の同意を要するものとする。

未病体質研究会

運営細則

第1条 入会金、年会費

- 1) 年会費は6,500円(税込)とする。入会金は不要とする。
- 2) 特別会員の入会金ならびに年会費は免除とする。
- 3) 賛助会員の年会費は1口50,000円とし1口以上とする。
なお、入会金は免除とする。

第2条 体質コンシェルジュ

本会会則の第2章3条6項により体質コンシェルジュの制度を設置する。

- 1) 体質コンシェルジュは「体質コンシェルジュ資格講座」を受講し、認定試験に合格した後、本会に入会した者とする。
- 2) 体質コンシェルジュの受講料は36,000円(消費税及び初回受験料含む)、再試験料は11,000円(税込)とし、認定料は6,500円(税込)とする。
- 3) 体質コンシェルジュの認定カードは3年ごとに無料交付する。

第3条 体質管理士

本会会則の第2章3条6項により体質管理士制度を設置する。

- 1) 体質管理士は「体質コンシェルジュ資格講座認定試験」に合格し、本会に入会した国家資格を有する医療従事者が称することができる。
- 2) 体質管理士を希望する者は未病体質研究会理事長に申請する。申請は、未病体質研究会(info@taisitsu.jp)宛まで行うこととする。
 - ① 体質管理士資格を希望する旨を明記する。
 - ② 国家資格免許証の写しをメールで添付する。
 - ③ 認定証と認定カードを希望する者はその旨を明記する。
- 3) 体質管理士の認可
 - ① 体質管理士資格が認可された場合は、本人宛にメールで通知する。
 - ② 上記第3条2)③で認定証、認定カードを希望する者は、認定手数料3,000円(税込)を未病体質研究会宛まで納付することとする。

第4条 体質スタジオの利用

体質コンシェルジュ、体質管理士は「体質スタジオ」の専用コンテンツを利用することができる。「体質スタジオ」の「マイページ」における体質判定登録者数の上限は200名までとする。なお、登録者数が200名を超えた場合は200名毎に年会費が1,000円(税込)増額される。

第5条 業務委託

上記第1条、第2条の業務の一部を一般社団法人 日本肥満予防健康協会に委託することができる。

制定 平成26年5月31日
改定 平成27年10月27日
改定 平成28年4月1日
改定 平成28年6月28日
改定 平成30年1月31日

未病体質研究会 役員

理事長	鈴木 信孝	金沢大学大学院 医薬保健学 特任教授（産婦人科・医師） 世界中医薬学会連合会 体質研究専門委員会 常務理事
副理事長	許 鳳浩	金沢大学大学院 医薬保健学 特任助教（中国内科医師） NPO 法人 日中健康科学会 学術委員 世界中医薬学会連合会 体質研究専門委員会 副事務局長
	上馬場 和夫	帝京平成大学 ヒューマンケア学部 教授（内科・医師、アーユルヴェーダ）、世界中医薬学会連合会 体質研究専門委員会 副会長
理事	金谷 重彦	奈良先端科学技術大学院大学 情報科学研究科 情報生命科学専攻 教授（バイオインフォマティクス、ビッグデータ解析）
	宋 函	FSUN 国連支援交流協会「日本の食文化」と健康支部 NPO 法人 日中健康科学会 幹事
	榎本 俊樹	石川県立大学 生物資源環境学部 食品科学科 教授（農学、食品科学）
	只野 武	金沢大学大学院 医薬保健学総合研究科（薬学、未病医学） 東北薬科大学 名誉教授
	浦田 哲郎	医療法人 ホスピィー 理事長（内科・医師）
	吉岡 慎一	NPO 法人 代替医療科学研究センター（獣医師）
顧問	戴 昭宇	香港 Baptist 大学 高級講師、日中健康科学会 理事長（中医師）
	古西 正史	有限会社 オフィスー六（商品企画コンサルタント）
監事	池田 政規	
	高津 寛	
事務局 運営委員	舌野 さやか	
	川端 豊慈樹	
	辰巳 直樹	
	川端 克司	
	泉 成人	
	古川 陽一	
	林 義人	

（平成30年1月31日現在）